

議案第 80 号

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。